

財政的援助団体等監査結果報告書

令和5年度

佐賀県監査委員

監査第 795 号
令和 6 年 2 月 7 日

佐賀県議会議長	大場 芳博 様
佐賀県知事	山口 祥義 様
佐賀県公安委員会委員長	奥田 律雄 様

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	原田 寿雄

財政的援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第 1 監査の概要	1
第 2 監査の結果	3
第 3 意見事項	6
監査対象団体についての監査結果	9
1 財政的援助団体	
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団	11
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	11
公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会	13
公益財団法人佐賀県スポーツ協会	14
高島島づくり事業実行委員会	15
株式会社サガン・ドリームス	15
佐賀県ボクシング連盟	16
一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	16
佐賀県農業協同組合	16
学校法人星生学園	17
学校法人旭学園	18
伊万里ケーブルテレビジョン株式会社	19
NPO法人WeD	19
一般社団法人CLUBRIO	20
株式会社ティーウェイ航空	21
松浦鉄道株式会社	21
一般社団法人武雄杵島地区医師会	21
一般社団法人佐賀県介護福祉士会	22
医療法人春陽会	22
有限会社昭和通商	23
社会福祉法人凌友会	23
一般社団法人あまね	23
学校法人鳥栖学園	24
鳥栖商工会議所	25
唐津上場商工会	25
株式会社山水	26
株式会社WIDE	26
株式会社一新堂	26
株式会社SUMCO	27

ポラテック西日本株式会社	27
株式会社大慶	28
大詫間土地改良区	28
三養基土地改良区	28
ウッド・エコ産業株式会社	29
株式会社明神林業	29
株式会社平成開発	30
医療法人森山胃腸科	30
医療法人公和会	30
医療法人社団真仁会	31
東洋ビューティ株式会社	32
塩田東部土地改良区	32
佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議専修学校部会	33
西九州新幹線しゅん功・開業イベント佐賀県実行委員会	33
スプリング・ジャパン株式会社	33
一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター	34
佐賀県伊万里港振興会	34
SAGAアリーナ躍動プロジェクト実行委員会	35
株式会社佐賀新聞社	35
一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター	35
ものスゴフェスタ実行委員会	36
独立行政法人日本貿易振興機構	36
佐賀県信用農業協同組合連合会	37

2 出資団体

公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター	38
一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター	38
公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター	38
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団（再掲）	11
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（再掲）	11
公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（再掲）	13
公益財団法人佐賀県スポーツ協会（再掲）	14

3 公の施設の指定管理者

株式会社VILLAGE INC （佐賀県波戸岬海浜公園）	39
社会福祉法人佐賀ライトハウス （佐賀県立視覚障害者情報・交流センター）	39
一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会 （佐賀県聴覚障害者サポートセンター）	39

吉野ヶ里パークマネジメントさが	40
（佐賀県立吉野ヶ里歴史公園）	
伊万里市	40
（イマリンビーチ）	
所管課・関係課についての監査結果	41
1 財政的援助関係	
法務私学課（私立中高・専修学校支援室）	43
さが創生推進課	44
港湾課	47
SAGAスポーツピラミッド推進グループ	48
医務課	48
長寿社会課	50
こども未来課	51
ものづくり産業課（コスメティック構想推進室）	52
流通・貿易課	53
農地整備課	54
2 公の施設の管理関係	
障害福祉課	55
3 関係課関係	
財政課	56
用語等の説明	59

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定により、佐賀県監査基準（令和2年3月31日 佐賀県監査委員告示第4号）に準拠して財政的援助団体等の監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査の実施時期

令和5年6月から令和6年1月まで

2 監査の対象団体

県が、補助金・負担金・貸付金等の財政的援助を行っている団体（財政的援助団体）、資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）及び公の施設の管理者に指定している団体のうち、60団体について実施した。

区 分	財政的援助	出資	公の施設 の管理	計
公益財団法人、公益社団法人、独立 行政法人、地方独立行政法人	4	5	0	9 (6)
一般財団法人、一般社団法人	8	2	1	11 (10)
学校法人	3	0	0	3 (3)
社会福祉法人、医療法人	5	0	1	6 (6)
特定非営利活動法人（NPO法人）	1	0	0	1 (1)
株式会社等、共同事業体	17	0	2	19 (19)
市町	0	0	1	1 (1)
その他	14	0	0	14 (14)
計	52	7	5	64 (60)

(注)・数値は、「財政的援助」及び「出資」については団体数、「公の施設の管理」については施設数
・（ ）内は重複を除いた数値（区分別に計数していることから重複が生じる。例えば、出資団体かつ対象年度に補助金等の財政的援助を受けている団体は、「財政的援助」及び「出資」のそれぞれの区分で1団体として計数される。）

・「その他」は、協同組合、商工会議所、土地改良区、連合会、協議会、委員会など

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

(1) 財政的援助団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか

(2) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか

(3) 公の施設の管理者については、運営及び財産管理が適切に行われているかなどを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の令和4年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

財政的援助団体及び出資団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項等が認められたので、団体、所管課及び関係課に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、団体及び所管課に対し指導を行った。

区分別指摘事項及び検討事項の件数

区 分	令和5年度									合計	(参考) 令和 4年度
	財政的援助			出 資			公の施設の管理				
	団体	所管課	計	団体	所管課	計	団体	所管課	計		
重要な 指摘事項	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1
その他 指摘事項	12	17	29	0	0	0	2	2	4	33	50
検討事項	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3	13
合 計	13	21	34	0	0	0	2	2	4	38	64

※上表の件数のほか、関係課に対する検討事項1件(56ページ)、全体意見における特記事項1件(8ページ)あり

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検 討 事 項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

2 重要な指摘事項

(1) 財政的援助団体関係

①佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金（令和3年度）

（団体に対するもの）

○実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。

【団体名：医療法人公和会（所管課：医務課）】

実績報告書において、補助対象外経費である外構工事費を補助対象経費として算入し、過大に補助金を受領していた。

過大補助金受領額 13,664,000 円

	(正)	(誤)	(差額)
補助対象経費	782,673,795 円	810,000,000 円	27,326,205 円
補助金額	391,336,000 円	405,000,000 円	13,664,000 円

（所管課に対するもの）

○補助金事務に関し、適正でないものがあった。

【所管課：医務課（団体名：医療法人公和会）】

補助対象外経費である外構工事費を補助対象経費として算入した実績報告書を受領し、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。

過大補助金交付額 13,664,000 円

	(正)	(誤)	(差額)
補助対象経費	782,673,795 円	810,000,000 円	27,326,205 円
補助金額	391,336,000 円	405,000,000 円	13,664,000 円

3 その他指摘事項・検討事項

(1) 財政的援助団体関係（その他指摘事項：29件、検討事項：3件）

①団体に対するもの（その他指摘事項：12件）

- ・補助金等を過大に受給しているもの（2件）
- ・補助事業に係る事務手続で適正でないもの（6件）
- ・補助事業に係る事務処理で適正でないもの（4件）

②所管課に対するもの（その他指摘事項：17件、検討事項：3件）

- ・補助金等を過大に支給しているもの（2件）
- ・補助事業に係る事務手続が適正でないもの（2件）
- ・補助事業に係る事務処理が適正でないもの（1件）

- ・補助金交付要綱の改正を要するもの（4件）
- ・補助事業者への指導が不十分なもの（2件）
- ・補助事業の審査が不十分なもの（6件）
- ・補助事業の審査について検討を要するもの（2件）
- ・補助金交付要綱の改正の検討を要するもの（1件）

（2）出資団体関係（なし）

（3）公の施設の指定管理者関係（その他指摘事項：4件）

①団体に対するもの（その他指摘事項：2件）

- ・指定管理に係る事務処理が適正でないもの（1件）
- ・指定管理に係る事務手続が適正でないもの（1件）

②所管課に対するもの（その他指摘事項：2件）

- ・指定管理業務に係る管理・監督が不十分なもの（2件）

また上記に加え、関係課に対する検討事項（1件）及び「第3 意見事項」における特記事項（監査を通じて識別された全庁的な課題）（1件）があった。

4 監査対象団体及び所管課・関係課についての監査結果

監査対象団体及び所管課・関係課についての監査結果は、9ページから57ページまでに記載している。

第3 意見事項

令和5年6月から令和6年1月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、前記「第2 監査の結果」のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。今後の業務運営及び行政運営に当たり十分留意され、所要の改善措置について検討・実施されたい。

1 財政的援助団体に関するもの

補助金等交付事業については、その財源が公金であることから、広く県民の理解が得られるよう、適切に実施する必要がある。

補助制度の内容を規定するものとして、その交付要綱や要領等があるが、今回の監査結果においても、補助金交付要綱等の不備が散見された。すなわち、補助率等補助金額に直結する重要な要素に関する記載が不適切なもの、消費税の仕入税額控除の取扱い、補助金で取得した財産に係る処分制限といった本来規定しておくべき内容の欠落や不備があったもの等、これまでの監査においても繰り返し指摘されているところであった。要綱等の制定、改正の際には、関係法令、規則、国等からの通知、準則や他の要綱等を参考とするなど、慎重を期されたい。

また、実績報告書において補助対象外の経費を補助対象経費として含めていたもの、補助対象経費を過大に報告していたもの等があり、その中には多額の補助金過大交付・受領の事案もある。県は、補助金事務に不慣れな団体も散見されることから、リスクを伴うと思われる場合は、団体に対しきめ細かな指導、支援を行うなど、適切に対応されたい。

加えて、団体が県に報告した補助対象経費の金額に誤りがあり、県の審査においてそれを看過していたもの、団体が提出した補助金変更交付申請に対応する事務を県が失念していたもの、団体が県の承認を得ずに補助対象資産に抵当権等を設定し、県は団体の資金計画等によりその設定が予見可能だったにもかかわらず必要な手続を促していなかったもの等、適切に対応すれば防止できた事案が見られた。

補助金等の交付が適切に実施されるよう、県として組織的なチェック体制の整備、職員個々の知識・実務能力の向上に努められたい。

2 出資団体に関するもの

県は、行政の補完的な役割を担う団体等に対する出資を行っている。これらの出資団体には、公金を財源の一部に含む公的な団体として、不祥事などのリスクを防止する内部統制の整備と、事業を安定的に継続して実施できる財務健全性が求められる。

出資団体に対する監査結果をみると、事業の継続性に疑義がある団体はなかったものの、補助事業の実績報告書において補助対象経費を過大に報告していたもの、実績報告書において補助対象経費の記載を誤っていたもの等があった。いずれも複数の職員による確認の徹底などにより防止可能と考えられる事案であり、団体の内部マネジメント力のより一層の向上が望まれる。

県は、団体運営や事業活動が適正に実施され、出資目的が果たされるよう、団体を

指導、監督されたい。

3 公の施設の指定管理者に関するもの

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、施設サービスの向上及び利用の活発化を図ることや、経費の節減等を目的として導入されたものであり、県は制度の趣旨を常に心に留め、指定管理者に対する適切な監督や相互協力を通じて、公の施設が最大限活用されるよう努める必要がある。

公の施設の指定管理者に対する監査結果をみると、事務手続に不備があった事案のほか、事業計画の一部を中止したにもかかわらず指定管理委託料を減額した内容での変更協定書を締結していなかったもの、県が指定管理者から受理した事業報告を公表していないもの等があった。

指定管理者に対し必要な指導、監督を行うとともに、県と指定管理者との間でのコミュニケーションを密にし、相互の理解を深めるなど、指定管理者制度が適切に運用されるよう努められたい。

4 まとめ

今回の監査では、「重要な指摘」の数は2件で、昨年度（1件）と同様に少なく、指摘件数は、昨年度（64件）より20件以上少ない38件（このほか、関係課に対する検討事項1件及び後述する特記事項1件あり。）となっている。しかし、指摘事項の中には、団体が県に提出した実績報告書において補助対象外の経費を補助対象経費に含めていたもの、実績報告書に記載した補助対象経費の金額に誤りがあり、県の審査においてもそれを看過していたもの、団体からの補助金変更交付申請に対応する事務を県が失念していたもの、団体が県の承認を得ずに補助対象資産に抵当権等を設定し、県はその設定が予見可能だったにもかかわらず必要な手続を促していなかったもの等、県、団体ともに通常期待される程度の注意義務を果たしていれば未然に防止できたと思われる事案が散見された。県、団体双方の事務マネジメント力の向上、担当者の資質向上等に取り組む必要がある。

財政的援助団体は、規模や種類が様々で、必ずしも事務体制が整備されている団体や補助金事務に慣れている団体ばかりではない。また、大規模な施設整備事業など、その団体にとっては数十年に一度の事業を実施する場合もある。県は、内部統制が脆弱な団体や補助金事務に不慣れた団体も散見されることから、リスクを伴うと思われる場合は、団体に対しきめ細かな指導、支援を行うなど、適切に対応されたい。

県の財政的援助団体等については、財政的援助団体、出資団体、公の施設の管理者のいずれにおいても、法令違反その他の不祥事が生じた場合、県に対する県民の信頼が著しく損なわれてしまう。そのような事態を防止するため、必要な措置を講じ、また行政運営及び業務実施を改善する一助となるよう、本報告書を参考・活用されたい。

【特記事項】

監査を通じて識別された全庁的な課題

現状において、県から各種団体に対し、単なる会費に過ぎないものや、実質的には補助金であるもの等、性質の異なる様々な「負担金」が交付されている。

一方、佐賀県財務規則では、「負担金」の支出について請求書のみで可能とされている。

補助金の性質を有する負担金については、交付決定の際の審査や負担金に係る事業実績の確認が求められるところであるが、上記の財務規則の規定では、適切な審査や確認を経ずに請求書のみによる支出がなされるなど、適正な取扱いがなされないリスクがあるため、是正することが望まれる。

また、監査を通じて、負担金の性質を所管課が検討・識別したことを確認できないケースが散見された。県民に対する説明責任の観点から、所管課は負担金の支出根拠やその性質について整理を行い、その結果を記録に残すことが望ましく、適正な事務の執行のため、少なくとも「佐賀県補助金等交付規則」の適用を受けるか否か（実質的な補助金であるか否か）について、適切に判断し記録することが望まれる。

監査対象団体についての監査結果

1 財政的援助団体

団 体 名	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団		
所 在 地	唐津市鎮西町菖蒲 3700 番地 20		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 8 月 7 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設 高度処理事業費補助金
		補助対象事業費	879,135,429 円
		補助金交付額	387,101,000 円
	貸 付 金	貸 付 事 業 名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設 整備資金貸付金
		令和 4 年度末残高	191,788,000 円
出 資 等 の 内 容	出 捐 金	基 本 財 産	100,000,000 円
		出 資 額	30,000,000 円
		出 資 率	30.0%
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p>3 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>		

団 体 名	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館		
所 在 地	佐賀市嘉瀬町中原 400 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 10 月 13 日		
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県ドクターヘリ運航事業費補助金
		補助対象事業費	14,588,953 円
		補助金交付額	5,119,000 円
	負 担 金	負 担 金 名	佐賀県医療センター好生館運営費 負担金
		負 担 事 業 費	1,876,911,652 円
		負担金交付額	1,876,911,652 円

		負担金名	佐賀県医療センター好生館運営費 負担金（身近な医療提供支援）
		負担事業費	15,170,500円
		負担金交付額	15,170,500円
		負担金名	佐賀県医療センター好生館運営費 負担金（看護学院）
		負担事業費	176,271,199円
		負担金交付額	176,271,199円
		負担金名	高等教育就学支援事業費負担金
		負担事業費	3,626,300円
		負担金交付額	3,626,300円
		貸付金	貸付事業名
貸付事業費			549,518,520円
貸付金交付額			543,000,000円
令和4年度末残高			12,428,187,021円
貸付事業名			佐賀県医療センター好生館移行前 病院事業債債務
令和4年度末残高			526,986,437円
出資等の内容	出資金	基本財産	2,316,978,749円
		出資額	2,316,978,749円
		出資率	100%
所管課	健康福祉政策課、医務課（医療人材政策室）		
監査の結果	<p>1 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>（1）補助対象経費の算定について、以下の誤りがあった。</p> <p>【佐賀県ドクターヘリ運航事業費補助金関係】</p> <p>①人件費の算定方法（按分計算の方法）の誤り</p> <p>補助対象経費である給与費の実支出額算定における按分計算で、按分割合については分母が年間勤務日数、分子がドクターヘリ業務従事日数となることから、分子の数値が出動回数となっていた。</p> <p>1日に複数回出動するケースが存在することから、結果として、補助対象経費が過大に報告されていた。</p> <p>②人件費に係る表計算ソフトの不適切な取扱いによる集計誤り</p> <p>補助対象経費である給与費を表計算ソフトで集計する際、集計に含めるべきではない金額が入力された行が非表示となっていたため、当該行の金額を誤って集計に含めていた他、一部の数値に誤りがあった。これにより、給与費の金額が過大に算定され、補助対</p>		

	<p>象経費が過大に報告されていた。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(正)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(誤)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">11,293,035 円</td> <td style="text-align: right;">14,588,953 円</td> <td style="text-align: right;">3,295,918 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">差額の内、①の影響による金額：2,559,637 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">②の影響による金額：736,281 円</td> </tr> </table> <p>なお、実支出額が基準額を下回っていることから、当該過大報告は補助金額には影響していない。</p> <p>2 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p>4 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>		(正)	(誤)	(差額)	補助対象経費	11,293,035 円	14,588,953 円	3,295,918 円		差額の内、①の影響による金額：2,559,637 円				②の影響による金額：736,281 円		
	(正)	(誤)	(差額)														
補助対象経費	11,293,035 円	14,588,953 円	3,295,918 円														
	差額の内、①の影響による金額：2,559,637 円																
	②の影響による金額：736,281 円																

団 体 名	公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会		
所 在 地	唐津市相賀神田 59 番地 2		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 8 月 28 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県種苗放流推進事業費補助金
		補助対象事業費	14,573,000 円
		補助金交付額	9,715,000 円
	負 担 金	負 担 金 名	公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会会費
		負 担 事 業 費	15,000,000 円
		負担金交付額	6,250,000 円
出 資 等 の 内 容	出 資 金	基 本 財 産	60,000,000 円
		出 資 額	20,000,000 円
		出 資 率	33.3%
所 管 課	水産課		
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p>		

	3 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。
--	-----------------------------

団 体 名	公益財団法人佐賀県スポーツ協会		
所 在 地	佐賀市日の出二丁目1番11号		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月23日		
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県スポーツ協会運営事業費補助金
		補助対象事業費	79,794,938 円
		補助金交付額	79,794,938 円
		補 助 金 名	第77回国民体育大会派遣事業費補助金
		補助対象事業費	97,340,549 円
		補助金交付額	97,340,549 円
		補 助 金 名	国民体育大会第42回九州ブロック大会派遣事業費補助金
		補助対象事業費	30,197,794 円
		補助金交付額	30,197,794 円
		補 助 金 名	S S P 基金造成費補助金
		補助対象事業費	1,000,000,000 円
		補助金交付額	1,000,000,000 円
	交 付 金	交 付 金 名	S S P 競技伴走育成交付金
		交付事業費	65,100,770 円
交付金交付額		65,100,770 円	
負 担 金	負 担 事 業 名	S S P アスリート寮整備・運営支援事業負担金	
	負 担 事 業 費	52,370,740 円	
	負担金交付額	39,762,738 円	
出 資 等 の 内 容	出 捐 金	基 本 財 産	318,645,444 円
		出 資 額	116,322,444 円
		出 資 率	36.5%
所 管 課	S A G A スポーツピラミッド推進グループ、スポーツ課		
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 交付事業は計画どおり完了し、交付された交付金は、交付目的に沿って執行されていた。</p>		

	<p>3 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p> <p>4 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>
--	--

団 体 名	高島島づくり事業実行委員会		
所 在 地	唐津市高島 625 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 6 月 9 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	島のおもてなし推進事業費補助金
		補助対象事業費	4,743,000 円
		補助金交付額	4,743,000 円
所 管 課	さが創生推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社サガン・ドリームス		
所 在 地	鳥栖市京町 812		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 9 月 5 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	交 付 金	交 付 金 名	S S P 競技伴走育成交付金
		交付対象事業費	40,073,000 円
		交付金交付額	13,800,000 円
	補 助 金	補 助 金 名	S S P サガン鳥栖アカデミー練習環境整備事業費補助金
		補助対象事業費 (令和 5 年度に繰越)	29,462,700 円
		補助金交付額 (令和 5 年度に繰越)	29,462,000 円
所 管 課	S A G A スポーツピラミッド推進グループ		
監 査 の 結 果	繰越された補助事業について、執行状況に問題は発見されなかった。		

団 体 名	佐賀県ボクシング連盟		
所 在 地	佐賀市大和町尼寺 1698		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年9月4日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	S S P ・ A I 活 用 等 育 成 設 備 整 備 事 業 費 補 助 金
		補助対象事業費	4,985,000 円
		補助金交付額	4,985,000 円
所 管 課	S A G A ス ポ ー ツ ピ ラ ミ ッ ド 推 進 グ ル ー プ		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会		
所 在 地	佐賀市若楠二丁目7番2号		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月5日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県高齢者運転免許証返納事業費補助金
		補助対象事業費	16,313,310 円
		補助金交付額	16,313,310 円
	交 付 金	交 付 金 名	佐賀県運輸事業振興助成交付金
		交付事業費	10,329,000 円
		交付金交付額	10,329,000 円
所 管 課	くらしの安全安心課、産業政策課		
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 交付事業は計画どおり完了し、交付された交付金は、交付目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	佐賀県農業協同組合		
所 在 地	佐賀市栄町3-32		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月5日		
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎		

財政的援助内容	補助金	補助金名	露地野菜生産拡大実証事業費補助金
		補助対象事業費	52,085,000円
		補助金交付額	52,085,000円
		補助金名	佐賀県農業労働力確保支援体制整備事業費補助金
		補助対象事業費	9,797,406円
		補助金交付額	4,898,702円
		補助金名	肥育素牛生産拡大支援事業費補助金
		補助対象事業費	65,956,806円
		補助金交付額	24,532,907円
		利子補給金名称	佐賀県農業近代化資金利子補給金
利子補給金交付額	29,563,891円		
所管課	生産者支援課、農業経営課、園芸農産課、畜産課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	学校法人星生学園		
所在地	佐賀市鍋島町大字森田 291 番地 1		
監査執行年月日	令和 5 年 8 月 29 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立専修学校高等課程運営費補助金
		補助対象事業費	82,615,000円
		補助金交付額	40,940,000円
		補助金名	佐賀県私立学校施設整備費補助金（令和 3 年度）
		補助対象事業費	506,116,284円
		補助金交付額	41,420,000円
所管課	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県私立学校施設整備費補助金（令和 3 年度）関係】</p> <p>（1）補助事業に係る財産の処分に関し、適正でないものがあった。</p>		

	<p>団体は、補助事業により整備した施設に、手続上必要と規定されている知事の承認を得ず、かつ不特定の債権を担保する根抵当権を設定していた。</p>
--	---

団 体 名	学校法人旭学園		
所 在 地	佐賀市本庄町大字本庄 1263 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 10 月 11 日		
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県魅力ある私学プロモーション強化事業費補助金
		補助対象事業費	4,511,650 円
		補助金交付額	3,000,000 円
		補 助 金 名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金
		補助対象事業費	744,612,000 円
		補助金交付額	374,071,000 円
		補 助 金 名	佐賀県私立高等学校等入学金等減免補助金
		補助対象事業費	16,980,000 円
		補助金交付額	4,170,000 円
		補 助 金 名	S S P 私立学校施設整備費補助金 (令和 3 年度)
		補助対象事業費	27,177,355 円
		補助金交付額	22,647,000 円
		補 助 金 名	佐賀県内介護事業所と留学生とのマッチング事業費補助金
		補助対象事業費	3,545,845 円
補助金交付額	2,659,000 円		
所 管 課	法務私学課 (私立中高・専修学校支援室)、S A G A スポーツピラミッド推進グループ、長寿社会課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金交付申請書の提出期限経過後に交付申請書を提出していた。</p> <p>【佐賀県私立高等学校等入学金等減免補助金関係】 補助金交付要綱に基づき設定された補助金交付申請書の提出期限の経過後に、交付申請書を提出していた。</p>		

	<p>(2) 補助対象経費の支出手続で不適切な事務処理があった</p> <p>【佐賀県内介護事業所と留学生とのマッチング事業費補助金関係】 補助金交付要綱に従えば入札によるべきであった下記①の取引に係る契約先選定において、入札を実施していなかった。</p> <p>また、下記②の取引について、補助金交付要綱において随意契約によることが可能とされているが、契約先の選定に当たって2者以上による見積り合わせを実施しなければならないところ、見積書を徴取せずに単一業者との随意契約を行っていた。</p> <p>① 留学生と県内介護事業所のマッチングに係る委託（単価契約） 年間推定金額 100,000 円（単価）×20 人（留学生数） =2,000,000 円</p> <p>② 留学生募集PR動画の作成委託 予定価格 400,000 円</p>
--	---

団 体 名	伊万里ケーブルテレビジョン株式会社		
所 在 地	伊万里市立花町 1542 番地 8		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 6 月 5 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監 査 委 員 原 惣 一 郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県CATV災害情報発信環境整備事業費補助金
		補 助 対 象 事 業 費	7,446,141 円
		補 助 金 交 付 額	4,964,000 円
所 管 課	行政デジタル推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	NPO法人WeD		
所 在 地	唐津市坊主町 552-5		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 6 月 28 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監 査 委 員 原 惣 一 郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹		
財 政 的 援 助 内 容	交 付 金	交 付 金 名	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金
		交 付 事 業 費	5,368,922 円
		交 付 金 交 付 額	4,832,000 円

所 管 課	さが創生推進課
監 査 の 結 果	<p>交付事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績報告書の添付書類に不備があった。 実績報告書の添付書類として所管課に提出された委託業務に係る証拠資料に、以下の不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の選定理由書における契約日が、県の事前着手承認期間より前の日付になっていた。(契約書や請書が作成されておらず、当該選定理由書が契約日を確認できる唯一の書類であった。また、業務委託仕様書によれば、委託業務の開始時期は契約日とされていた。) ・業務委託仕様書記載の業務の一部が、完了報告書に記載されていなかった。 ・請求書の日付が完了報告書の業務完了日より前の日付となっていた。 <p>これらの書類は、受託業者が団体に提出したものであるが、不備の箇所は容易に発見可能なものであり、証拠資料については内容を確認の上、適正な資料を提出するよう留意されたい。</p>

団 体 名	一般社団法人CLUB RIO		
所 在 地	杵島郡江北町山口 5200-1		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年7月4日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金
		補助対象事業費	5,658,786 円
		補助金交付額	5,000,000 円
所 管 課	さが創生推進課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	株式会社ティーウェイ航空		
所 在 地	大阪府中央区南船場2丁目4-8		
監査執行年月日	令和5年10月27日		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県国際線誘致促進対策費補助金
		補助対象事業費	23,714,061円
		補助金交付額	23,714,061円
所 管 課	空港課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	松浦鉄道株式会社		
所 在 地	長崎県佐世保市白南風町1番10号		
監査執行年月日	令和5年7月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県松浦鉄道施設整備事業費補助金
		補助対象事業費	253,757,536円
		補助金交付額	24,269,000円
所 管 課	交通政策課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	一般社団法人武雄杵島地区医師会		
所 在 地	武雄市武雄町大字昭和300番地		
監査執行年月日	令和5年9月4日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県看護師等養成所運営費補助金
		補助対象事業費	89,474,399円
		補助金交付額	30,302,000円
所 管 課	医務課(医療人材政策室)		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	一般社団法人佐賀県介護福祉士会														
所 在 地	多久市北多久町大字小侍 869														
監 査 執 行 年 月 日	令和5年6月19日														
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹														
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県介護職員キャリア研修事業費補助金												
		補助対象事業費	2,258,472 円												
		補助金交付額	2,258,000 円												
所 管 課	長寿社会課														
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助対象経費のうち団体の会員に対する報償費について、過大な金額を計上し、補助金を過大受給していた。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>(正)</td> <td>(誤)</td> <td>(差額＝過大受給額)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>24,000 円</td> <td>570,240 円</td> <td>546,240 円</td> </tr> <tr> <td>(関係部分のみ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				(正)	(誤)	(差額＝過大受給額)	補助対象経費	24,000 円	570,240 円	546,240 円	(関係部分のみ)			
	(正)	(誤)	(差額＝過大受給額)												
補助対象経費	24,000 円	570,240 円	546,240 円												
(関係部分のみ)															

団 体 名	医療法人春陽会		
所 在 地	佐賀市兵庫町大字淵 1903 番地 1		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月12日		
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金（令和2年度）
		補助対象事業費	644,820,336 円
		補助金交付額	118,612,000 円
		補 助 金 名	佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金（令和3年度）
		補助対象事業費	2,098,897 円
		補助金交付額	1,574,000 円
所 管 課	長寿社会課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	有限会社昭和通商		
所在地	嬉野市嬉野町大字下宿乙 2351-1		
監査執行年月日	令和5年7月14日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金
		補助対象事業費	10,639,883円
		補助金交付額	10,445,000円
所管課	長寿社会課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	社会福祉法人凌友会		
所在地	佐賀市久保泉町大字川久保 1986 番地 1		
監査執行年月日	令和5年7月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金
		補助対象事業費	78,085,850円
		補助金交付額	32,776,000円
所管課	長寿社会課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	一般社団法人あまね		
所在地	小城市三日月町金田字久本 1070 番地 1		
監査執行年月日	令和5年6月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		

財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金
		補助対象事業費	4,536,960円
		補助金交付額	4,144,000円
所管課	障害福祉課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	学校法人鳥栖学園		
所在地	鳥栖市土井町 262-2		
監査執行年月日	令和5年6月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立幼稚園運営費補助金
		補助対象事業費	79,340,000円
		補助金交付額	33,509,000円
		補助金名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育経費補助金
		補助対象事業費	8,128,481円
		補助金交付額	7,056,000円
所管課	こども未来課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>補助金算定に必要な基準額を算定する際に、本務教員の勤務月数や処遇改善手当等の金額を誤って実績報告を行い、過大に補助金を受領していた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤) (差額=過大受領額)</p> <p style="text-align: center;">補助金額 33,300,000円 33,509,000円 209,000円</p> <p>(2) 補助事業に要する経費の算定に誤りがあつた</p> <p>補助事業に要する経費は、人件費支出や経費支出の合計額から市町等補助金収入を差し引いて算定するところ、実績報告において以下の誤りがあつた。</p>		

	<p>なお、当該誤りによる補助金額への影響はなかった。</p> <p>① 人件費支出について、実績報告書には決算見込み額を記載すべきところ、予算額を記載していた。</p> <p>② 市町等補助金収入に教育支援体制整備事業費交付金が含まれていなかった。</p>
--	---

団 体 名	鳥栖商工会議所		
所 在 地	鳥栖市元町 1380 番地 5		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 7 月 27 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助対象事業費	53,244,549 円
		補助金交付額	40,417,743 円
所 管 課	産業政策課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	唐津上場商工会		
所 在 地	唐津市鎮西町名護屋 1801 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 7 月 31 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助対象事業費	10,404,163 円
		補助金交付額	3,909,325 円
所 管 課	産業政策課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社山水		
所 在 地	三養基郡みやき町蓑原 4807 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 6 月 19 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀型商工業者再建補助金
		補助対象事業費	46,937,995 円
		補助金交付額	35,203,495 円
所 管 課	産業政策課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社W I D E		
所 在 地	鹿島市高津原 2590-5		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 9 月 29 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県 Startup Launch 事業化補助金
		補助対象事業費	4,902,088 円
		補助金交付額	4,800,000 円
所 管 課	産業DX・スタートアップ推進グループ		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社一新堂		
所 在 地	西松浦郡有田町桑古場乙 2369		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 6 月 5 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	ものづくり企業技能承継支援事業費補助金
		補助対象事業費	4,500,000 円
		補助金交付額	3,000,000 円
所 管 課	ものづくり産業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社SUMCO		
所 在 地	東京都港区芝浦一丁目2番1号		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年7月25日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県工場等立地促進補助金 (令和3年度)
		補助対象事業費	33,403,225,301円
		補助金交付額	2,091,000,000円
		補 助 金 名	佐賀県工場等立地促進補助金 (令和4年度)
		補助対象事業費	35,418,556,904円
		補助金交付額	2,139,000,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	ポラテック西日本株式会社		
所 在 地	滋賀県甲賀市甲賀町隠岐2403番地17		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月11日		
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県工場等立地促進補助金 (令和3年度)
		補助対象事業費	451,000,000円
		補助金交付額	250,000,000円
		補 助 金 名	佐賀県工場等立地促進補助金 (令和4年度)
		補助対象事業費	5,000,000円
		補助金交付額	5,000,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社大慶		
所 在 地	有田町下山谷乙 1162 番地 12		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 9 月 11 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	さが伝統産業等創業支援事業費補助金
		補助対象事業費	5,233,334 円
		補助金交付額	3,000,000 円
所 管 課	流通・貿易課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	大詫間土地改良区		
所 在 地	佐賀市川副町大字大詫間 484 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 8 月 2 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金
		補助対象事業費	14,100,000 円
		補助金交付額	9,165,000 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	三養基土地改良区		
所 在 地	三養基郡みやき町大字市武 1381 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 8 月 4 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県営かんがい排水淡水切替助成事業助成金
		補助対象事業費	11,640,038 円
		補助金交付額	11,640,038 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	ウッド・エコー産業株式会社		
所 在 地	佐賀市富士町栗並 30		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年7月25日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県県産木材供給体制整備事業補助金
		補助対象事業費	10,700,000 円
		補助金交付額	5,640,000 円
		補 助 金 名	さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金
		補助対象事業費	4,748,000 円
		補助金交付額	4,035,000 円
		補 助 金 名	佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金
		補助対象事業費	15,896,000 円
		補助金交付額	7,090,810 円
		補 助 金 名	佐賀県造林事業補助金
		補助対象事業費	45,855,000 円
		補助金交付額	19,838,380 円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社明神林業		
所 在 地	高知県吾川郡仁淀川町上名野川 490 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年7月27日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県造林事業補助金
		補助対象事業費	29,020,800 円
		補助金交付額	11,849,330 円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社平成開発		
所 在 地	小城市小城町池上 2387 番地 1		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 6 月 22 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金（令和 3 年度）
		補助対象事業費	45,500,000 円
		補助金交付額	10,000,000 円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	医療法人森山胃腸科		
所 在 地	佐賀市諸富町大字大堂 1049-3		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 6 月 23 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金
		補助対象事業費	19,786,000 円
		補助金交付額	14,835,000 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	医療法人公和会		
所 在 地	佐賀市巨勢町大字高尾 324 番地 15		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 6 月 22 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金（施設整備、令和 3～4 年度債務負担行為）
		補助対象事業費	1,842,500,000 円
		補助金交付額	405,000,000 円
		（うち令和 3 年度交付）	（72,900,000 円）
		（うち令和 4 年度交付）	（332,100,000 円）

		補助金名	佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金（設備整備）
		補助対象事業費	12,870,000円
		補助金交付額	5,400,000円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	<p>補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>【佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金（施設整備、令和3～4年度債務負担行為）関連】</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>実績報告書において、補助対象外経費である外構工事費を補助対象経費として算入し、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 13,664,000円 (正) (誤) (差額) 補助対象経費 782,673,795円 810,000,000円 27,326,205円 補助金額 391,336,000円 405,000,000円 13,664,000円</p>		

団 体 名	医療法人社団真仁会		
所 在 地	佐賀市松原四丁目2番28号		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年6月26日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補助金名	佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金（施設・設備整備、令和3年度）
		補助対象事業費	697,039,200円
		補助金交付額 (うち令和3年度交付) (うち令和4年度交付)	159,085,000円 (153,992,000円) (5,093,000円)
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業に係る財産の処分に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業により整備した施設に対する抵当権の設定には知事の承認が必要な旨補助金交付要綱に明記されているにもかかわらず、当該医療法人社団は、知事の承認を得ず、かつ抵当権及び不特定の債権を担保する根抵当権を設定していた。</p>		

団 体 名	東洋ビューティ株式会社		
所 在 地	大阪市東成区東中本三丁目 13 番 8 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 7 月 21 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監 査 委 員 原 惣 一 郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県工場等立地促進補助金 (令和 3 年度)
		補 助 対 象 事 業 費	9,881,641,199 円
		補 助 金 交 付 額	1,082,500,000 円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助の目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	塩田東部土地改良区		
所 在 地	嬉野市塩田町大字五町田甲 3082 番地 2		
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 8 月 7 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監 査 委 員 原 惣 一 郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 (令和 3 年度)
		補 助 対 象 事 業 費	11,500,000 円
		補 助 金 交 付 額	7,475,000 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業に係る事務の執行で、是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金交付決定後に補助事業の内容を変更するに当たり、交付要綱に定められた県の承認を受けていなかった。</p> <p>補助金の交付決定は、補助金交付申請書記載の事業内容に対して行われており、事業内容を変更する場合は原則として当該変更について補助金交付者の承認を得る必要がある。当該補助制度上、交付要綱が定める「軽微な変更」については当該承認が不要とされているが、本件はそれに該当せず、事業内容の変更に係る承認を受ける必要があった。</p> <p>補助金交付申請時の事業量 (計画) ： 制水門 1 箇所、用水施設 2 箇所の整備</p> <p>実績報告書における事業量 (実績) ： 制水門 2 箇所、用水施設 5 箇所の整備</p>		

	<p>本補助金に係る交付決定は、制水門1箇所及び用水施設2箇所の整備に係る経費に対してのみなされており、変更承認なく追加で実施した箇所に係る経費については、原則として補助対象とならない。</p>
--	---

団 体 名	佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議専修学校部会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	令和5年6月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	負担金	負担金名	私立専修学校好循環創出事業費負担金
		負担事業費	15,191,990円
		負担金交付額	11,180,000円
所 管 課	法務私学課(私立中高・専修学校支援室)		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	西九州新幹線しゅん功・開業イベント佐賀県実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	令和5年7月5日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	負担金	負担金名	西九州新幹線しゅん功・開業イベント佐賀県実行委員会負担金
		負担事業費	13,999,916円
		負担金交付額	6,000,000円
所 管 課	さが創生推進課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	スプリング・ジャパン株式会社		
所 在 地	千葉県成田市公津の杜四丁目11番2号		
監査執行年月日	令和5年9月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		

財政的援助内容	負担金	負担金名	マイエアポート運動推進事業（広報活動）負担金
		負担事業費	25,539,058円
		負担金交付額	25,539,058円
所管課	空港課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団体名	一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター		
所在地	鹿島市大字高津原 4295 番地 6		
監査執行年月日	令和5年7月6日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	負担金	負担金名	長崎本線鉄道施設管理運営費負担金（一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター会費）
		負担事業費	604,555,792円
		負担金交付額	245,221,803円
所管課	交通政策課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団体名	佐賀県伊万里港振興会		
所在地	伊万里市立花町 1355-1		
監査執行年月日	令和5年7月7日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	負担金	負担金名	佐賀県伊万里港コンテナ貨物助成事業負担金
		負担事業費	4,140,000円
		負担金交付額	2,070,000円
		負担金名	佐賀県伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成事業負担金
		負担事業費	27,246,000円
		負担金交付額	13,623,000円
所管課	港湾課		

監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	SAGAアリーナ躍動プロジェクト実行委員会		
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	令和5年9月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	負担金	負担金名	SAGAアリーナ躍動プロジェクト実行委員会負担金
		負担事業費	56,130,000円
		負担金交付額	56,130,000円
所管課	SAGAスポーツピラミッド推進グループ		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、事業目的に沿って執行されていた。		

団体名	株式会社佐賀新聞社		
所在地	佐賀市天神三丁目2番23号		
監査執行年月日	令和5年10月13日		
監査執行者	監査委員 荒木 敏也		
財政的援助内容	負担金	負担金名	さが桜マラソン2023開催事業費負担金
		負担事業費	179,675,244円
		負担金交付額	39,000,000円
所管課	スポーツ課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団体名	一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター		
所在地	唐津市南城内1番1号		
監査執行年月日	令和5年7月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		

財政的援助内容	負担金	負担金名	一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター運営費負担金
		負担事業費	62,044,005円
		負担金交付額	33,090,136円
所管課	ものづくり産業課（コスメティック構想推進室）		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団体名	ものスゴフェスタ実行委員会		
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	令和5年10月4日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	負担金	負担金名	ものスゴフェスタ実行委員会負担金
		負担事業費	17,683,000円
		負担金交付額	17,683,000円
所管課	ものづくり産業課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団体名	独立行政法人日本貿易振興機構		
所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
監査執行年月日	令和5年6月16日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	負担金	負担金名	日本貿易振興機構佐賀貿易情報センター運営負担金
		負担事業費	51,022,000円
		負担金交付額	25,511,250円
所管課	流通・貿易課		
監査の結果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 県及び独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）が締結した協定には、協定書の記載内容に変更があった場合、新た</p>		

	<p>な協定を締結する旨規定されているにもかかわらず、協定を締結していなかった。</p> <p>平成26年4月1日付けで県及び機構が締結した協定の第4項には「別紙の記載内容（注：機構佐賀貿易情報センターの運営経費の負担割合等）に変更が生じた場合、本協定書を無効とし、新たに協定を締結するものとする。」と規定されている。しかし、平成30年6月に同センターの運営経費の負担割合等に変更があったにもかかわらず、県及び機構は、新たな協定を締結していなかった。</p> <p>【経費の負担割合】</p> <p>○平成26年4月締結の協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借館料 <p>原則として機構と県とで折半。ただし、1,597千円まで全額機構の負担とし、機構の負担額は3,194千円を上限。</p> ・人件費 <p>同センターの所長1名分は機構が負担。所員1名分は県が負担。</p> ・事務諸費 <p>県が472千円まで負担。左記金額を超過する額は機構が負担。</p> ・事務所運営強化促進費 <p>県が負担（682千円）。</p> <p>○平成30（2018）年6月の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的活動経費（人件費、管理費（事務諸費、事務所運営強化促進費）及び借館料）の半額以上を県が負担。
--	--

団 体 名	佐賀県信用農業協同組合連合会		
所 在 地	佐賀市栄町3番32号		
監 査 執 行 年 月 日	令和5年6月9日		
監 査 執 行 者（書 面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	農業近代化資金利子補給金
		補 助 対 象 事 業 費	29,048,705 円
		補 助 金 交 付 額	29,048,705 円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助の目的に沿って執行されていた。		

2 出資団体

団 体 名	公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター		
所 在 地	佐賀市白山1丁目2番13号		
監査執行年月日	令和5年7月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	出資金	基本財産	5,000,000円
		出資額	2,000,000円
		出資率	40.0%
所 管 課	生活衛生課		
監査の結果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター		
所 在 地	佐賀市鍋島町大字蛸久字岸川1502番地の2先		
監査執行年月日	令和5年7月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	出資金	基本財産	2,000,000円
		出資額	1,000,000円
		出資率	50.0%
所 管 課	河川砂防課		
監査の結果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター		
所 在 地	佐賀市松原一丁目1番1号		
監査執行年月日	令和5年7月21日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	出資金	基本財産	428,347,159円
		出資額	200,038,123円
		出資率	46.7%
所 管 課	警察本部組織犯罪対策課		
監査の結果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

3 公の施設の指定管理者

団 体 名	株式会社VILLAGE INC	
所 在 地	静岡県下田市一丁目6-18	
監 査 執 行 年 月 日	令和5年11月9日	
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞樹	
公の施設の管理の内容	施 設 名 称	佐賀県波戸岬海浜公園
	管 理 委 託 額	0 円
所 管 課	MIGAKI チーム	
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 備品の管理で不適切なものがあった。 指定管理者が所有する備品(パソコン)を指定管理施設に持ち込み、管理運営業務の用に供しているが、指定管理に係る協定書において作成することとなっている管理簿を作成していなかった。</p>	

団 体 名	社会福祉法人佐賀ライトハウス	
所 在 地	佐賀市天神1丁目4番16号	
監 査 執 行 年 月 日	令和5年6月8日	
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹	
公の施設の管理の内容	施 設 名 称	佐賀県立視覚障害者情報・交流センター
	管 理 委 託 額	45,421,000 円
所 管 課	障害福祉課	
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。	

団 体 名	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会	
所 在 地	佐賀市白山二丁目1-12	
監 査 執 行 年 月 日	令和5年7月13日	
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹	
公の施設の管理の内容	施 設 名 称	佐賀県聴覚障害者サポートセンター
	管 理 委 託 額	58,461,000 円
所 管 課	障害福祉課	
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。	

	<p>(1) 指定管理委託に係る事務で不適切なものがあつた</p> <p>指定管理事業のうち聴覚障害者理解促進事業について、令和4年度事業計画では年12回の講演を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により12回の講演が1回、しかもインターネットでの開催となり、指定管理に係る事業費が減少しているが、県に報告が行われていなかった。</p> <p>指定管理施設の管理運営に係る協定書では、委託料を変更する特別な事情が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、委託料の額を定めることとされているが、当該協議がなされていなかった。</p>
--	--

団 体 名	吉野ヶ里パークマネジメントさが	
所 在 地	神埼郡吉野ヶ里町田手 1843	
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月17日	
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞樹	
公の施設の管理の内容	施 設 名 称	佐賀県立吉野ヶ里歴史公園
	管 理 委 託 額	379,500,000 円
所 管 課	まちづくり課	
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。	

団 体 名	伊万里市	
所 在 地	伊万里市立花町 1355-1	
監 査 執 行 年 月 日	令和5年7月31日	
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹	
公の施設の管理の内容	施 設 名 称	イマリンビーチ
	管 理 委 託 額	0 円
所 管 課	港湾課	
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。	

所管課・関係課についての監査結果

1 財政的援助関係

所 管 課	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立学校施設整備費補助金（令和3年度）
		補助団体数	学校法人星生学園ほか3団体
		補助対象事業費	598,362,284円
		補助金交付額 （令和4年度繰越分含む）	56,793,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>【学校法人星生学園関係】</p> <p>（1）補助金事務や補助事業に関する団体に対する指導で不適切なものがあつた。</p> <p>借入れに伴う抵当権設定についての所管課による確認及び指導が不十分であつたため、当該学校法人は、補助事業により整備した施設に、手続上必要と規定されている知事の承認を得ず、かつ不特定の債権を担保する根抵当権を設定していた。</p>		

所 管 課	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立高等学校等入学金等減免補助金
		補助団体数	学校法人旭学園ほか11団体
		補助対象事業費	78,470,000円
		補助金交付額	19,215,500円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>【学校法人旭学園関係】</p> <p>（1）補助金交付申請書の提出期限経過後に交付申請書を受領していた。</p> <p>補助金交付要綱に基づき設定した補助金交付申請書の提出期限が経過しているにもかかわらず、その事実を看過し補助金交付申請書を受領していた（監査時点まで期限経過後の受領について未認識であつた）。</p> <p>期限を経過して提出された交付申請の受理に当たっては、その取扱いについて、補助制度の目的、補助事業の遂行可能性、補助事業者間の公平性等に照らし問題がないか検討し、慎重に判断する必要があつた。</p>		

	<p>(2) 団体から提出された変更承認申請書について、必要な事務処理を行っていなかった。</p> <p>団体から、当該補助金に係る変更承認申請書が提出されていたが、所管課は、これに対応して実施すべき事務処理を行っていなかった。</p> <p>具体的には、補助事業者が、交付要綱に従い適切に変更承認申請書を提出したにもかかわらず、所管課は、下記「実施すべき事務処理」のうち②及び③の事務を行っていなかった。</p> <p>なお、最終的な補助金交付額は、補助事業の実績報告書に照らして適正な金額となっており、上記事務処理の漏れは補助金額には影響していない。</p> <p>(変更承認申請書提出以降に実施すべき事務処理)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 変更承認申請書の受領・受理 ② 変更承認申請書の内容を審査し、承認又は不承認を決定 ③ 承認又は不承認の結果を団体に通知 ④ 団体から補助事業の実績報告書を受領 ⑤ 実績報告書の内容を審査し、補助金額を確定 ⑥ 団体に対し補助金額の確定を通知 ⑦ 団体が既に交付を受けた金額と補助金確定額とに差異がある場合、追加交付又は返還により最終的な交付額と補助金確定額とを一致させる
--	---

所 管 課	さが創生推進課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	島のおもてなし推進事業費補助金
		補助団体数	高島島づくり事業実行委員会ほか4団体
		補助対象事業費	19,998,000円
		補助金交付額	19,998,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>① 補助対象経費が消費税法上の課税仕入に該当し、かつ補助事業者が消費税及び地方消費税の課税事業者である可能性があったにもかかわらず、補助金交付要綱において仕入税額控除に関する取扱いが規定されていなかった。</p>		

	② 補助金交付要綱における補助率について、10/10 と表記すべきところ、定額と表記されていた。
--	--

所 管 課	さが創生推進課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金
		補助団体数	NPO法人WeDほか7団体
		補助対象事業費	33,654,157円
		補助金交付額	29,654,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>【NPO法人WeD関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査が不十分なものがあつた。</p> <p>以下の経費について、証拠資料の不備を見落としのまま交付金対象経費として認めていた。</p> <p>【経費の概要】</p> <p>経費の種類：委託費 委託先：A氏（個人） 委託内容：①居場所カフェの運営 ②イベント開催に関するコンサル指導 委託料：960,000円</p> <p>【証拠資料の不備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の選定理由書における契約日が、県の事前着手承認期間より前の日付になっていた。（契約書や請書が作成されておらず、当該選定理由書が契約日を確認できる唯一の書類であつた。また、業務委託仕様書によれば、委託業務の開始時期は契約日とされていた。） ・業務委託仕様書記載の業務の一部が、完了報告書に記載されていなかった。 ・請求書の日付が、完了報告書の業務完了日より前の日付となつていた。 <p>上記の不備は、実績報告書の審査において、その経費が対象経費に該当するか否かや、経費の实在性を確認するための基本的な項目に係るものである。さらに、当該経費は『取引相手が団体の創設メンバーで、交付事業開始前に団体を離脱した者』、『ソフト業務の委託』、『事業完了報告書に詳細な記載がない』といった多くのリスク要因が存在し、審査上注意を要する経費であつた。それにもかかわらず、実績報告書の審査において上記の不備を見落</p>		

としていたことは、補助金等交付者に求められる注意義務を十分に果たしていたとはいえ、不適切である。

(2) 交付金事務に関し、適正でないものがあった。

所管課は、団体からの交付金事務に関する相談に対し不適切な対応を行い、支払の事実が認められない経費を交付金対象経費として認めていた。

上記(1)の経費について、団体は、資金不足から、委託料の支払を「当該委託先から借り入れる形」で事務処理することが可能であるか所管課に相談した。

これに対し、所管課は、「委託先から借り入れる形」による事務処理でも問題ない旨及び当該借入取引を出納簿等に記録すべき旨回答した。

これを受けて、団体が実際に行った処理は以下のとおり。

現金等の授受：なし

金銭貸借契約書等の作成：なし

返済期限：定めていない

借入利息：定めていない

帳簿記録：令和5年3月31日付けで費用及び借入金を計上

関連資料：令和5年3月31日付けの領収証あり

団体が、所管課からの回答に基づいて行った上記の取扱いは、同一の債務の勘定科目上の操作に過ぎず、対象経費の実質的な支払があったとは認められない。

さらに、当該未払は団体の資金不足を原因として生じたものとのことであるが、令和5年5月29日に当該委託料(960,000円)の金額を超える交付金(1,332,000円)が精算交付されていた。つまり、少なくともその時点で委託料の支払が可能であったにもかかわらず、当該資金によって団体は役員からの借入金(1,250,000円)の弁済を行っており、当該委託料の実質的な未払状態が監査時点(令和5年6月28日)まで継続していた。

このような不適切な状況が生じた原因は、所管課が、

○団体からの相談に対し、実績報告の時点で支払の事実を確認できない経費を対象経費として認めた点

○上記の対象経費について、事後的に報告を求めるなど、最終的な支払の事実を確認しなかった点

にある。

所管課は、個々の経費の性質に応じ適切に審査を行い、対象経費としての適否の判定を行われない。

【参考】事実関係まとめ（時系列）

年月日	団体の会計処理の概要（関係部分）	説明
2022年	9月22日 委託開始	
	11月21日 預金／補助金収入（概算払） 3,500,000円	
2023年	3月22日 委託完了	
	3月31日 補助事業 完了日 業務委託費／現金※ 960,000円 現金※ / 短期借入金（委託先） 960,000円 ※実際の現金の受払は無い	左の会計処理は、資金不足により補助事業期間中の支払が困難であったことから、団体が所管課に相談の上行ったもの。 （当該補助制度上、事業完了日までに支払を完了することが求められている。）
	5月29日 預金／補助金収入（清算払） 1,332,000円	未払経費の金額（960,000円）を上回る補助金が交付されている。
	6月4日 短期借入金（役員）／預金 1,250,000円	5/29に交付を受けた補助金を役員借入金の返済に充てている。
	6月28日 監査実施日	監査時点で上記未払経費の支払いがなされていなかった。
	6月29日 預金 / 短期借入金（役員） 960,000円 短期借入金（委託先）／預金 960,000円	監査指摘の翌日、団体の役員からの借入により、補助対象経費の支払いがなされた。

所 管 課	港湾課		
財政的援助内容	負担金	負担金名	佐賀県伊万里港コンテナ貨物助成事業負担金
		負担団体数	佐賀県伊万里港振興会
		負担対象事業費	4,140,000円
		負担金交付額	2,070,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 負担金交付要綱の改正の検討を要するものがあった。</p> <p>団体は、令和4年3月に伊万里港を利用して輸出を行った業者に対し令和4年度補助金を交付しており、県は、同補助に対し令和4年度負担金を交付している。</p> <p>団体の補助金交付要綱には、事業対象期間が令和4年3月1日から令和5年2月28日であると規定されているが、県負担金の交付要綱には事業対象期間が規定されていないため、過年度（令和3年度）である令和4年3月の輸出に係る補助金に対し令和4年度負担金を交付する根拠が明らかでない。</p> <p>県負担金交付要綱に事業対象期間を規定することを検討されたい。</p>		

所 管 課	S A G Aスポーツピラミッド推進グループ		
財政的援助内容	補助金	補助金名	S S P競技伴走育成交付金
		補助団体数	株式会社サガン・ドリームスほか5団体
		補助対象事業費	123,069,665円
		補助金交付額 (令和5年度繰越分含む)	123,069,665円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>【株式会社サガン・ドリームス関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>当該補助事業の対象事業者は、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」と記載する）の課税事業者が含まれるにもかかわらず、補助金交付要綱に仕入税額控除に関する規定が設けられていなかった。</p> <p>団体が補助対象経費に係る消費税等について仕入税額控除を受けた場合、当該控除額については団体に経済的負担が生じないため、経費補助における対象経費として認めることは不適切である。従って、対象団体が、消費税等の課税事業者である可能性があり、かつ補助対象経費に消費税等の課税仕入に該当するものが含まれる場合には、交付要綱において仕入税額控除に関する取扱いを規定する必要があった。</p> <p>本件では、補助事業者は、上記の不適切な交付要綱に従い、補助対象経費を税込の金額で申請し、また当該経費について仕入税額控除を受けていた。これに対し、所管課は、当該仕入税額控除相当額を補助対象経費として補助金を交付しており、実質的に過大交付となっていた。</p>		

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県ドクターヘリ運航事業費補助金
		補助団体数	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館ほか1団体
		補助対象事業費	269,916,252円
		補助金交付額	256,130,000円
監査実施団体数	1団体		

監 査 の 結 果	<p>【地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助対象経費の実支出額の算定方法等の誤りにより、過大な補助対象経費が記載された実績報告書について、当該記載誤りを看過し受理していた。</p> <p>当該事象の原因は、所管課が、実績報告書の審査において、算定の根拠となる帳票を確認せず、団体の作成した集計結果のみに基づいて審査していたことによる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(正)</td> <td style="text-align: center;">(誤)</td> <td style="text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">11,293,035 円</td> <td style="text-align: right;">14,588,953 円</td> <td style="text-align: right;">3,295,918 円</td> </tr> </table> <p>なお、実支出額が基準額を下回っていることから、当該記載誤りは補助金額には影響していない。</p>		(正)	(誤)	(差額)	補助対象経費	11,293,035 円	14,588,953 円	3,295,918 円
	(正)	(誤)	(差額)						
補助対象経費	11,293,035 円	14,588,953 円	3,295,918 円						

所 管 課	医務課														
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金（令和3年度及び令和4年度債務負担行為分）												
		補 助 団 体 数	医療法人公和会ほか1団体												
		補助対象事業費	2,552,409,200 円												
		補助金交付額	569,485,000 円												
監 査 実 施 団 体 数	1 団体														
監 査 の 結 果	<p>【医療法人公和会関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助対象外経費である外構工事費を補助対象経費として算入した実績報告書を受理し、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 13,664,000 円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(正)</td> <td style="text-align: center;">(誤)</td> <td style="text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">782,673,795 円</td> <td style="text-align: right;">810,000,000 円</td> <td style="text-align: right;">27,326,205 円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: right;">391,336,000 円</td> <td style="text-align: right;">405,000,000 円</td> <td style="text-align: right;">13,664,000 円</td> </tr> </table> <p>【医療法人社団真仁会関連】</p> <p>(2) 補助事業に関し、団体に対する指導で不適切なものがあった。</p>				(正)	(誤)	(差額)	補助対象経費	782,673,795 円	810,000,000 円	27,326,205 円	補助金額	391,336,000 円	405,000,000 円	13,664,000 円
	(正)	(誤)	(差額)												
補助対象経費	782,673,795 円	810,000,000 円	27,326,205 円												
補助金額	391,336,000 円	405,000,000 円	13,664,000 円												

	<p>借入れに伴う抵当権等設定についての所管課による確認及び指導が不十分であったため、補助事業により整備した施設に対する抵当権の設定には知事の承認が必要な旨補助金交付要綱に明記されているにもかかわらず、当該医療法人社団は、知事の承認を得ず、かつ抵当権及び不特定の債権を担保する根抵当権を設定していた。</p>
--	--

所 管 課	長寿社会課		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県内介護事業所と留学生とのマッチング事業費補助金
		補 助 団 体 数	学校法人旭学園ほか1団体
		補助対象事業費	6,725,561 円
		補助金交付額	5,043,000 円
監 査 実 施 団 体 数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>【学校法人旭学園関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>団体は、補助金交付要綱に従えば入札によるべきであつた下記①の取引に係る契約先選定において、入札を実施していなかつた。</p> <p>また、下記②の取引について、補助金交付要綱において随意契約によることが可能とされているが、契約先の選定に当たって2者以上による見積り合わせを実施しなければならないところ、見積書を徴取せず単一業者との随意契約を行つていた。</p> <p>所管課は、団体のこれら不適切な事務処理を看過していた。</p> <p>①留学生と県内介護事業所のマッチングに係る委託（単価契約） 年間推定金額 100,000 円（単価）×20 人（留学生数） =2,000,000 円</p> <p>②留学生募集PR動画の作成委託 予定価格 400,000 円</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県介護職員キャリア研修事業費補助金
		補助団体数	一般社団法人佐賀県介護福祉士会
		補助対象事業費	2,258,472 円
		補助金交付額	2,258,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあつた。</p> <p>補助対象経費のうち団体の会員に対する報償費について、過大に補助対象経費が算定された実績報告書を十分に確認せず、補助金の額の確定を行い、補助金を過大交付していた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤) (差額=過大交付額)</p> <p>補助対象経費 24,000 円 570,240 円 546,240 円</p> <p>(関係部分のみ)</p> <p>(2) 補助対象経費の認定について検討を要するものがあつた。</p> <p>団体は、補助事業に係る事務作業に従事した役員に対する人件費を補助対象経費に含めており、所管課はそれを承認していた。</p> <p>また、本件では、当該人件費の根拠となる規程等も存在しなかつた。</p> <p>このような状況において、役員人件費を補助対象経費として認めるのであれば、所管課は、県民に対する説明責任を果たすため、その根拠を適切に整理することを検討されたい。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立幼稚園運営費補助金
		補助団体数	学校法人鳥栖学園ほか 46 団体
		補助対象事業費	246,989,000 円
		補助金交付額	110,670,000 円
監査実施団体数	1 団体		

監 査 の 結 果	<p>【学校法人鳥栖学園関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し適正でないものがあった。</p> <p>補助金算定に必要な基準額を算定する際に、本務教員の勤務月数や処遇改善手当等の金額が誤って集計された実績報告書を受領し、補助金額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(正)</td> <td style="text-align: center;">(誤)</td> <td style="text-align: center;">(差額＝過大交付額)</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: right;">33,300,000 円</td> <td style="text-align: right;">33,509,000 円</td> <td style="text-align: right;">209,000 円</td> </tr> </table> <p>(2) 補助金事務に関し適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、人件費支出と市町等補助金収入の算定を誤り、補助事業に要する経費が誤って記載された実績報告書を受領していた。</p> <p>(3) 補助金交付要綱の記載に是正すべき点があった。</p> <p>補助金を算定するに当たり、佐賀県私立幼稚園運営費補助金交付要綱第4条の補助事業に要する経費と第5条の定員内園児数等により算定される基準額のいずれか低い額を補助金額としているが、このことが補助金額算定に係る同要綱第5条の条文に記載されていなかった。</p>		(正)	(誤)	(差額＝過大交付額)	補助金額	33,300,000 円	33,509,000 円	209,000 円
	(正)	(誤)	(差額＝過大交付額)						
補助金額	33,300,000 円	33,509,000 円	209,000 円						

所 管 課	ものづくり産業課（コスメティック構想推進室）		
財政的援助内容	負 担 金	負 担 金 名	一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター運営費負担金
		負 担 団 体 数	一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター
		負担対象事業費	62,044,005 円
		負担金交付額	33,090,136 円
監査実施団体数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 負担金交付要綱で見直しを検討すべきものがあった</p> <p>負担金事業者は展示会への出展事業で、出展ブース代金及びエントリー代金として計 1,034,000 円を支出し、この支出全額を対</p>		

	<p>象経費として、県、唐津市及び玄海町（以下「県等」という。）が負担金を交付している。</p> <p>負担金事業者は、展示会に出展する事業者3者から出展ブース代金及びエントリー代金の一部、計 330,000 円を参加料として徴収しており、その結果、県等は、負担金事業者が負担した額（1,034,000 円から 330,000 円を差し引いた額）以上の負担金を交付している。</p> <p>負担金事業者の実質的な経済的負担額が県負担金の対象経費となるよう、負担金交付要綱の見直しを検討されたい。</p>
--	---

所 管 課	流通・貿易課		
財政的援助内容	負担金	負担金名	日本貿易振興機構佐賀貿易情報センター運営負担金
		負担団体数	独立行政法人日本貿易振興機構
		負担対象事業費	51,022,000 円
		負担金交付額	25,511,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 県及び独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）が締結した協定には、協定書の記載内容に変更があった場合、新たな協定を締結する旨規定されているにもかかわらず、協定を締結していなかった。</p> <p>平成26年4月1日付けで県及び機構が締結した協定の第4項には、「別紙の記載内容（注：機構佐賀貿易情報センターの運営経費の負担割合等）に変更が生じた場合、本協定書を無効とし、新たに協定を締結するものとする。」と規定されている。しかし、平成30年6月に同センターの運営経費の負担割合等に変更があったにもかかわらず、県及び機構は、新たな協定を締結していなかった。</p> <p>【経費の負担割合】</p> <p>○平成26年4月締結の協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借館料 原則として機構と県とで折半。ただし、1,597千円までは全額機構の負担とし、機構の負担額は3,194千円を上限。 ・人件費 同センターの所長1名分は機構が負担。所員1名分は県が負担。 ・事務諸費 県が472千円まで負担。左記金額を超過する額は機構が負担。 ・事務所運営強化促進費 県が負担（682千円）。 		

	<p>○平成 30（2018）年 6 月の変更</p> <p>・基礎的活動経費（人件費、管理費（事務諸費、事務所運営強化促進費）及び借館料）の半額以上を県が負担。</p>
--	---

所 管 課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県地域農業水利施設ストック マネジメント事業補助金
		補助団体数	塩田東部土地改良区ほか 38 団体
		補助対象事業費	761,989,000 円
		補助金交付額	516,933,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>【塩田東部土地改良区関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>団体は、補助金交付決定後に補助事業の内容を変更するに際し、交付要綱に定められた県の承認を受けていなかった。</p> <p>このことについて所管課は、</p> <p>① 事業年度中に是正の機会があつたにもかかわらず、看過していた。</p> <p>事業年度中に団体から提出された繰越申請には、事業実施状況に係る情報が記載されており、それと補助金交付申請時の事業計画とを突合すれば、事業内容に変更が生じていることを発見・是正できたにもかかわらず、看過していた。</p> <p>② 未承認の追加実施事業を含めた実績報告書を受理していた。</p> <p>当該補助金の額の確定（監査時点では未確定）の根拠となる実績報告書について、事業内容が補助金交付申請時の事業計画と異なるにもかかわらず受理していた。計画にない実施事業については、補助金交付決定の範囲外であることから、実績報告書を受理する前に是正を促す必要があつた。</p> <p>交付申請時の事業内容（計画）： 制水門 1 箇所、用水施設 2 箇所の整備</p> <p>実績報告書の事業内容（実績）： 制水門 2 箇所、用水施設 5 箇所の整備</p>		

2 公の施設の管理関係

所 管 課	障害福祉課	
団 体 名	社会福祉法人佐賀ライトハウス	
公の施設の管理の内容	施設名称	佐賀県立視覚障害者情報・交流センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理事業報告に係る事務手続で不適切なものがあった。</p> <p>佐賀県立視覚障害者情報・交流センターの管理運営に係る協定書には、県は、指定管理者から事業報告を受領したときは、その内容を確認し、その結果を公表しなければならない旨規定されているが、公表していなかった。</p>	

所 管 課	障害福祉課	
団 体 名	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会	
公の施設の管理の内容	施設名称	佐賀県聴覚障害者サポートセンター
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理委託に係る事務で不適切なものがあった。</p> <p>指定管理事業のうち聴覚障害者理解促進事業について、令和4年度事業計画では年12回の講演を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により12回の講演が1回、しかもインターネットでの開催となり、指定管理に係る事業費が減少していたが、県はこのことを把握していなかった。</p> <p>指定管理施設の管理運営に係る協定書では、委託料を変更する特別な事情が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、委託料の額を定めることとされている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症流行という特別な事情により、事業内容や事業量に変更が生じることが想定されていたにもかかわらず、指定管理業務の十分な確認が行われず、協定書に定める変更協議がなされていなかった。</p>	

3 関係課関係

関係課	財政課
関係団体名	高島島づくり実行委員会、株式会社サガン・ドリームス
財政的援助内容	島のおもてなし推進事業費補助金（所管課：さが創生推進課） SSP競技伴走育成交付金（所管課：SAGAスポーツピラミッド推進グループ）
監査の結果	<p>(1) 補助金等事務の適正化について、検討を要するものがあった。</p> <p>所管課が補助金等の交付要綱を策定する際、仕入税額控除に関する規定の要否を適切に判断できるよう、対策を講じることを検討されたい。</p> <p>補助金等の大部分は、団体が補助事業に費やした経費の金額に対応して補助金等の金額が決定される。(一般例：補助対象経費の金額×補助率＝補助金額)</p> <p>ここで、補助対象経費の金額は、団体に生じた経済的負担の金額であるべきところ、補助対象経費に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が含まれ、かつ当該消費税等について仕入税額控除を受けた場合、当該仕入税額控除額分については団体に経済的負担が生じないため、以下（ア）又は（イ）のような方法で補助金等の金額を調整する必要がある。</p> <p>(ア) あらかじめ、補助対象経費から仕入税額控除を受ける消費税等の金額を除く。</p> <p>(イ) 団体において補助対象経費に係る仕入税額控除額が確定した後、県に対しそれを報告させ、必要に応じて対応する補助金等の金額を返還させる。</p> <p>ここで、佐賀県補助金等交付規則を所管する財政課では、補助金等における仕入税額控除の取扱いの適正化を図るため、以下のような措置を行っている。</p> <p>○全庁向け通知文による注意喚起</p> <p>平成 24 年監査年度定期監査結果及び平成 25 年度財政的援助団体等監査結果を受け発出された「補助金等に係る予算の執行の適正化について」（平成 26 年 3 月 28 日付け財第 1883 号 財務課長通知）において、仕入税額控除の適正な取扱いを促している。</p>

	<p>○「補助事業チェックリスト」におけるチェック項目の設定 補助事業を実施する際に使用する「補助事業チェックリスト」 (庁内イントラネット上に掲載)において、補助金交付要綱作成に係る確認事項として、仕入税額控除の取扱いに関する規定の要否の検討をチェック項目に組み込んでいる。</p> <p>しかし、今年度の財政的援助団体等監査において、補助金等交付要綱に仕入税額控除に関する規定を設けるべきであるにもかかわらず、設けられていなかった事例が2件発見され、また同様の事例が過年度の同監査においても散見されている。</p> <p>先述の措置にもかかわらず、補助金等事務における不適切な取扱いが散見されていることや、インボイス制度の導入により課税事業者の増加が予想される状況を踏まえ、財政課においては、例えば消費税の基本的な考え方と、それに対応した仕入税額控除規定の必要性を学習する機会を創出する(通知、庁内イントラネット掲示板への掲示、研修等)などの方法により、職員が補助金等における仕入税額控除の取扱いに関する判断を適切に行うことができるよう、対策を講じることを検討されたい。</p>
--	---

用語等の説明

用語等	説明
<p>地方自治法第 199 条第 7 項 (財政的援助団体等の監査に関する規定)</p>	<p>条文（抜粋）</p> <p>監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。</p>
<p>地方自治法第 199 条第 9 項 (監査結果の報告、公表に関する規定)</p>	<p>条文（抜粋）</p> <p>監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>
<p>地方自治法第 199 条第 10 項 (監査意見に関する規定)</p>	<p>条文（抜粋）</p> <p>監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。</p>

用 語 等	説 明
公の施設の指定管理者制度	<p>指定管理者制度</p> <p>平成 15 年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。</p> <p>「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPO法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。</p> <p>指定管理者制度の目的</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。</p> <p>指定管理者制度の流れ</p> <p>指定管理者の募集 ⇒ 申請書の提出 ⇒ 指定管理者の選定 ⇒ 議会による議決 ⇒ 指定管理者の指定 ⇒ 指定管理者による管理運営</p> <p>協定書の締結</p> <p>○上記の手続によって指定管理者を指定した場合は、公の施設の管理運営について、指定管理者との間に協定を締結するものとする。</p> <p>○当該協定には、利益の取扱い、県が支払うべき管理費用に関する事項やその他細目的な事項を規定することとする。特に、業務の内容に関する事項については、施設サービスが低下することがないように、業務の内容を詳細に記載した業務方法書を別途作成することとする。</p> <p>・主な事項 …… 業務の内容に関する事項、指定期間に関する事項、事業計画書の提出に関する事項、事業報告に関する事項、利益の取扱いに関する事項、県が支払うべき管理費用に関する事項、情報公開に関する事項、個人情報の保護に関する事項、再委託に関する事項 等</p> <p style="text-align: right;">(佐賀県ホームページ引用)</p>

用語等	説明
特定非営利活動法人 (NPO法人)	<p>「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。</p> <p>このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。</p> <p>NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。</p> <p>(注)法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの (内閣府ホームページ引用)</p>
補助金等の額の確定 (佐賀県補助金等交付規則第 13条抜粋)	<p>条文(抜粋)</p> <p>知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p>
補助事業等の実績報告 (昭和53年総務部長通知「佐賀県補助金等交付規則の施行について」抜粋)	<p>12 実績報告(第12条関係)</p> <p>(1) 実績報告書は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するか否かを審査し、補助金等の精算による補助金等交付事務の結了又は是正措置のいずれを取るかを判断するため提出させるものであるから、適確な判断ができるよう要綱等において、様式、添付書類、提出時期を定めること。</p> <p>この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的数値などを盛り込むこと。</p> <p>ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。</p> <p>この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。</p>

用語等	説明
仕入税額控除	<p>仕入税額控除とは、消費税の納付税額の算定において、課税仕入れ等に係る消費税額を、課税売上げに係る消費税額から控除する仕組みである。</p> <p>補助対象経費に課税仕入れ等に係る消費税額が含まれている場合で、当該課税仕入れ等に係る消費税額について仕入税額控除を受けた場合、補助事業者はその分だけ補助対象経費の負担を免れたこととなる。</p>
<p>補助金に係る仕入税額控除の取扱い</p> <p>(平成 26 年財政課長通知「補助金等に係る予算の執行の適正化について」抜粋)</p>	<p>(6) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除の適正な取扱いについて</p> <p>① 補助金交付要綱において、「補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除額の全部又は一部を返還する必要がある」旨の規定（以下、「仕入控除規定」という。）が定められている場合には、適切に補助事業者に対して当該報告を求めること。</p> <p>② 県単独補助金において、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が消費税及び地方消費税の納税義務者であり、補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経費が含まれているにもかかわらず、仕入控除規定が交付要綱に定められていない場合には、類似の国庫補助事業の取扱いなどを参考にし、以下の措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱に、仕入控除規定を設ける。 ・ 補助対象経費から、消費税及び地方消費税を除く。
根抵当権	<p>根抵当権は、不特定の債権を一定の金額（極度額）の範囲内で担保するために不動産上に設定される担保物権である。根抵当権の設定により、極度額の金額を上限として、何度も借入れと返済を繰り返すことができる。</p> <p>従って、例えば補助事業者が、補助金により取得した補助事業用不動産に対し根抵当権を設定した場合、補助事業と無関係な債務の不履行が発生した際に当該補助事業用不動産が弁済に充てられ、補助事業の遂行が妨げられるリスクがある。</p> <p>参考：民法（抄）</p> <p>（根抵当権）</p> <p>第 398 条の 2 抵当権は、設定行為で定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。</p> <p>2 前項の規定による抵当権（以下「根抵当権」という。）の担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類取引によって生ずるものに限定して、定めなければならない。</p>

